

# 統括防火・防災管理制度に係る各種届出について



雑居ビル火災による死傷者の発生や、東日本大震災の揺れにより高層ビル等で人的・物的被害が発生したことを踏まえ、雑居ビル及び高層ビル等における防火・防災管理体制の強化を図るため、消防法が一部改正されました。

この消防法の一部改正に伴い、統括防火・防災管理制度の対象となる建物（現行の共同防火・防災管理制度が対象となる建物）に、今後新たに「統括防火・防災管理者選任届出」、「全体についての消防計画作成届出」が必要となります。

## 〈統括防火防災管理者について〉

### 1. 統括防火管理者が必要となる防火対象物

管理権限が分かれている防火対象物で次のものです。

- (1) 高さ31mを超える高層建築物
- (2) 特定防火対象物のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ収容人員が30人以上のもの
- (3) 消防法施行令別表第1(16)項口の複合用途対象物のうち、地階を除く階数が5以上で、かつ収容人員が50人以上のもの
- (4) 地下街で消防長若しくは消防署長が指定するもの
- (5) 準地下街

なお、(2)特定防火対象物のうち、(6)項口の用途部分を含むものについては、「収容人員が10人以上のもの」となります。

※特定防火対象物・・・百貨店やホテルなど不特定多数のものが利用する建物や病院、社会福祉施設等の火災が発生した場合に人命危険が高い建物などをいいます。

※(16)項口・・・複合用途防火対象物のうち、特定用途防火対象物を部分を含まないもの

※(6)項口・・・主に入居、入所を伴う社会福祉施設で火災等の災害が発生した場合避難上の障害が極めて大きい施設

### 2 統括防災管理者が必要となる防火対象物

共同住宅、倉庫、格納庫等以外の全ての用途で管理権限が分かれている次のものです。

- (1)地上11階以上の防火対象物(延べ面積10,000㎡以上)
- (2)地上5階以上10階以下の防火対象物(延べ面積20,000㎡以上)
- (3)地上4階以下の防火対象物(延べ面積50,000㎡以上)
- (4)地下街(延べ面積1,000㎡以上)

### 3 統括防火防災管理者の選任について

統括防火防災管理者は、防火対象物全体についての防火(防災)管理業務を適切に遂行するために必要な権限を有した者として、すべての管理権限者により協議して選任します。

### 4. 統括防火防災管理者の指示権について

新たに選任された統括防火(防災)管理者は、(その権限の範囲において)当該防火対象物の防火(防災)管理者に対して必要な措置を講ずべきことを指示することができます。

法令改正の概要は下記のパンフレットをダウンロードしてご覧ください。

ダウンロード

- [総務省消防庁パンフレット\(1408KB\)\(PDF 文書\)](#)

## 〈必要な届出〉

### 1 統括防火防災管理者選任(解任)届出書

各管理権原者は、統括防火管理者を建物全体の協議によって選任し、新たに定められた統括防火管理者選任(解任)届出書(消防法施行規則別記様式第1号の2の2の2の2)を平成26年4月1日までに消防本部予防課まで届出する必要があります。

※ すでに、共同防火管理協議事項を届出している建物についても、今回定められた新しい様式で届出をする必要があります。

※ 統括防災管理者の届出も同様の手続きとなります。

### 2 全体についての消防計画作成(変更)届出書

建物全体についての消防計画を作成し、施行日(平成26年4月1日)以後、速やかに、新たに定められた全体の消防計画作成届出書(消防法施行規則別記様式第1号の2の2の2)により、消防本部予防課への届出が必要となります。

ただし、全体についての消防計画を、施行日前に事前に預かることもできますので、消防本部予防課査察調査係(直通 048-982-3919)へお問い合わせください。

※ すでに、共同防火管理協議事項及び建物全体の消防計画を作成し、消防本部へ届出している場合でも、新たにこの届出書が必要となるほか、今回の法改正を踏まえ、消防計画の内容の追加や変更が一部必要となる場合があります。

※ 全体についての防災管理に係る消防計画の届出も同様の手続きとなります。

#### ダウンロード

- ▶ [統括防火防災管理者選任\(解任\)届出書\(40KB\)\(PDF 文書\)](#)
- ▶ [全体についての消防計画作成\(変更\)届出書\(38KB\)\(PDF 文書\)](#)

問い合わせ先  
予防課査察調査係  
048-982-3919